

# 医労連速報 '13春闘

2013年4月4日 No20 東京都台東区入谷 1-9-5 日本医労連 tel 03-3875-5871

## 宮城 ヘルパー・介護労組

### 「8・27 通達」違反を是正させる！

宮城県医労連のヘルパー・介護労組は厚生協会に対し、訪問介護事業所の「くっつき勤務」の移動時間を実働時間として認めさせ、過去2年間に遡って支払うことを約束させました。

「くっつき勤務」とは2件以上の訪問が連続している勤務のことで、今回の是正は、ヘルパーが利用者宅から次の利用者宅に移動する時間に対して賃金を支払うというものです。厚生労働省の通達「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について」（2004. 8. 27）のなかで「通常の移動に要する程度の時間である場合には労働時間に該当する」とされています（裏面 図参照）。

訪問介護の移動時間については、このような通達が出ているにもかかわらず、依然として賃金が支払われていなかったり、安価な手当で済まされていたりというケースが多くみられます。さらに、昨年の介護報酬改定によって利用者宅訪問前に買い物をするのが可能になりましたが、店→利用者宅の移動時間が不払いになっているというケースも発生しています。実態を確認し、違反があれば改善させましょう！

## 愛知 南知多労組でベア引き出しへ

愛知・南知多病院労組は、4/1 にベア回答を引き出すための団体交渉を開催しました。南知多病院では相次ぐ職員の退職により看護基準の維持が困難になりつつあるなかで、さらなる退職を組合が必死に止めている状況にあります。交渉で組合は「退職を止められるだけの条件」を示すよう経営陣に迫り、●看護補助者時給 10 円アップ、●非常勤看護師・准看護師時給 20 円アップ、●正職員登用制度の期間を 1 次回答の 2 年から 1 年に短縮、●非常勤の介護福祉士を正職登用へ、という 2 次回答を引き出しました。

さらに、「職場の雇用を守ることは労働組合の使命であり、南知多病院の今後にもつながる」として、ストの配置も辞さない構えで「ベアの再回答」を求めています。南知多病院労組では、ベア獲得のために組合を結成して以降初めてとなるストライキ権投票を実施し、スト権を確立しました。また、ベア引き出しの『要求の桜の木』を作成し、一人ひとりの要求を花びらに記しています。こうした組合の「ベアを獲得する」という強い決意が、理事会の「4/8 にベア回答を出す」という姿勢を引き出しています。



「要求の桜の木」  
満開（ベア回答）まであとひととき。

Point

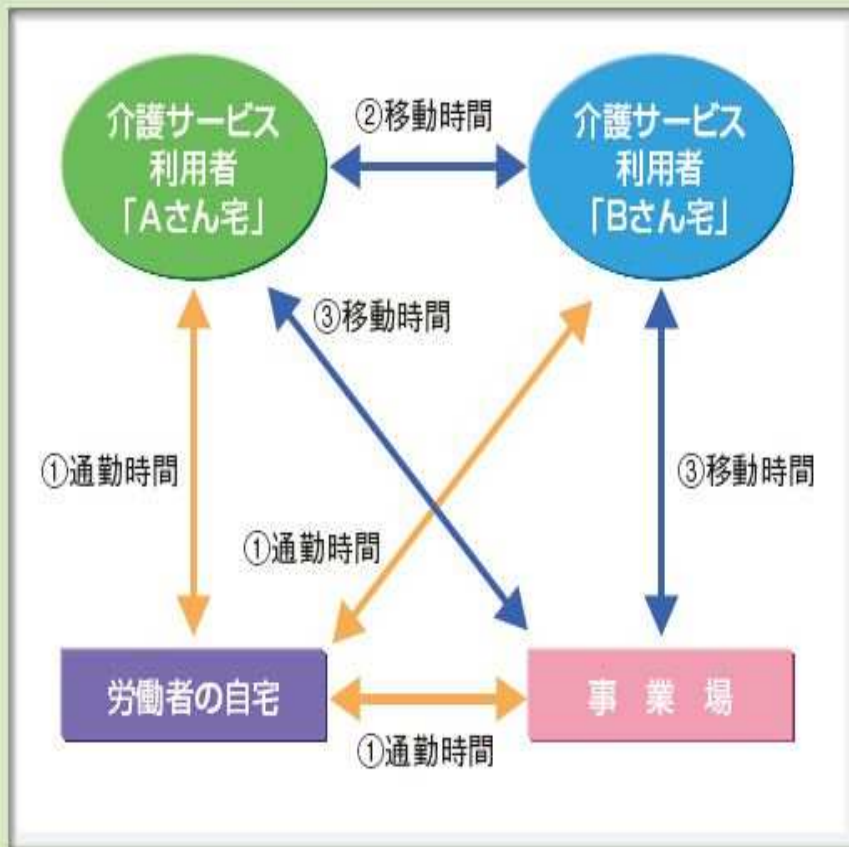
3

移動時間等が労働時間に当たる場合には、これを労働時間として適正に把握しましょう

➡ 労働基準法第32条ほか

- ・ 労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間をいい、介護サービスを提供している時間に限るものではありません。
- ・ 移動時間、待機時間等についても、以下のような場合には労働時間に該当し、使用者は適正にこれを把握、管理する必要があります。※ I (3) Point 1 参照

### ○ 移動時間の考え方



移動時間とは、事業場、集合場所、利用者宅の相互間を移動する時間をいい、この移動時間については、使用者が業務に従事するために必要な移動を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には、労働時間に該当します。

なお、通勤時間(左の例では①)はここでいう移動時間に該当しません。

具体的には、指揮監督の実態により判断するものであり、例えば②又は③の移動時間であって、その時間が通常の移動に要する時間程度である場合には、労働時間に該当するものと考えられます。